

第5章 多文化共生施策の展開

行動目標1 ころろが通じるコミュニケーション支援

外国人県民等が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。

《成果指標》

指標	基準 (2018年度)	目標 (2024年度)
(公財)滋賀県国際協会 HP ページユーザー数 (外国語による)	4,199 件	10,000 件
日本語教育の推進に係る計画策定	未策定	策定済



(1) 地域における情報の多言語化

◆現状と課題◆

外国人県民等は、言葉の問題から、地域住民とのコミュニケーションが図れず、生活に必要な知識や情報を得られない場合があります。そのため、必要な行政サービスを受けられなかったり、住民としての義務を果たせなかったりする状況も見られます。

県や市町では、印刷物やホームページなどを通じ多言語での情報発信に努めています。本県には、令和元年（2019年）末で32,995人、108カ国1地域出身の外国人が生活していますが、今後は、言語ニーズの多様化が進み、また、滞在期間の長期化・定住化により日本語がある程度理解できる外国人県民等が増えることが予想されることから、多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語¹⁶」の活用や漢字にふりがなを付けることなどの検討も必要です。

また、滞在の長期化・定住化の進展に伴い、外国人県民等が抱える問題は、言葉や制度の違いにより生じる特有の生活・教育・労働などの相談から、子育てに関する悩みや消費生活のトラブルなど多岐にわたり、複雑化しています。相談窓口は、出入国在留管理局や労働基準監督署、家庭裁判所、学校、福祉事務所など専門の関係機関に繋ぎ、相談に対応するケースもあります。通訳・相談員は、このような幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、関係機関と連携した幅広い支援体制が必要となっています。

一方、余暇を楽しむ施設や家族で遊べる場所、地域のイベントなどレクリエーションに関する情報を外国人県民等に提供することで、滋賀を楽しむ生活を送ることができ、地域への親しみが深くなることにも繋がります。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等の生活に必要な情報や、外国人県民等に周知する必要があると考えられる情報をはじめ、レクリエーションに関する情報など、外国人県民等のニーズを踏まえ、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記による提供を推進します。
- 外国語による対応ができるよう、通訳・相談員の配置を進めるとともに、多様化・専門化する相談に対応できるよう研修を行い、資質の向上に努めます。
- 多様なメディア媒体を活用するなど、さまざまな主体と連携し、効果的な情報提供に努めます。

◆施策・取組◆

① 多言語による行政・生活情報の提供

○ 多言語による行政・生活情報の提供

県は、各課において外国語ややさしい日本語での情報提供に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページやSNSを通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディア媒体などを活用し、効果的な情報提供に努めます。

② 外国人県民等のための相談窓口の設置、専門家の養成

○ 外国人県民等のための相談窓口の設置、専門家の養成

外国語が話せる相談員や通訳を配置し、外国人県民等のための相談窓口を設置します。また、市町などで外国人県民等の相談や通訳を担当する職員を対象に、研修会を開催し、人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

③ 「やさしい日本語」等の普及

○ 「やさしい日本語」等の普及

「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、外国人県民等にも理解しやすい日本語の表現について、市町と連携し、自治体職員や関係者等に対する普及を推進します。

④ 多言語案内表示の普及

○ 多言語案内表示の普及

外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなどを活用した案内表示の多言語化の普及に努めます。

⑤ さまざまな主体との連携による情報提供

○ さまざまな主体との連携による情報提供

行政や国際交流協会、市民活動団体、外国人県民等のコミュニティなどと連携して、外国人県民等への情報提供の充実に努めます。



(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

◆現状と課題◆

外国人県民等が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについて理解を深めることが必要です。

多くの外国人県民等が、日本語や日本社会などについて、地域の日本語教室で学んでいます。日本語教室は、外国人県民等の日本語学習などの支援を行う機関であると同時に、外国人県民等にとっての安心できる居場所、生活に必要な情報を収集する場でもあります。そして、日本語教室で学習する外国人県民等と地域コミュニティとをつなぐ、架け橋的な役割も果たしています。

一方、日本語学習支援者等にとっても、日本語教室は、外国人県民等から、直接、異文化や外国語などを学び、交流を深める機会ともなっています。

日本語教室は、ボランティアが運営の中心となり、市町や国際交流協会、市民活動団体などが、外国人県民等に対し日本語学習の機会を提供していますが、日本語教育人材の確保や育成、学習者の非定着など様々な悩みや課題もあります。

学習者の国籍等は、ブラジル、ペルー、中国、韓国に加え、近年は、ベトナム、インドネシアなどアジアからの外国人技能実習生が増加しています。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等に対し、日本語や日本社会について学習する必要性への理解を促進し、自発的に学習するよう啓発するとともに、身近な場所で日本語や日本社会などについて学べるよう、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、ボランティアなどが連携して、学習機会の提供に努めます。
- 日本語教室の開催や日本語学習に関する情報を幅広く提供します。
- 県や市町は、地域の日本語教室への情報提供や、また、日本語教室から外国人県民等のニーズを収集するなどの連携を推進します。
- 地域日本語教育の実態を調査し、県、市町、国際交流協会、企業、大学等との連携の下、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進します。

◆施策・取組◆

① 日本語学習機会の提供

○ 日本語学習機会の提供

市町や関係機関、市民活動団体などと連携しながら、学習者のニーズに応じた日本語学習機会の提供に努めます。

○ 日本語学習に関する情報提供

外国人県民等に対し、日本語や日本社会について学べるよう、多言語情報紙や（公財）滋賀県国際協会ホームページ等を通じ、日本語教室の開催情報などの情報を提供します。

② 日本語教育人材の育成

○ 日本語学習支援者確保の取組支援

日本語学習支援者向けの日本語指導者養成講座を行う（公財）滋賀県国際協会や日本語教室を開催する市民活動団体などの取組を支援します。

③ 日本語教室への支援

○ 日本語教室への情報提供

（公財）滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例などの情報提供に努め、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。

○ 市町が実施する日本語教室運営に対する支援

自治振興交付金により、日本語学習および教材整備に係る経費を補助します。

④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

○ 地域日本語教育の実態調査

地域における日本語教育実施の現状や実施体制、学習者等のニーズを調査します。

○ 地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた検討および計画策定

地域における日本語教育の実態調査を踏まえ、市町、国際交流協会、企業、大学等と連携した日本語教育の実施について検討を進め、推進計画の策定に取り組みます。

○ 日本語教室と関係機関との連携

市町や関係機関と連携し、地域の日本語教室への情報提供や、また、日本語教室から外国人県民等のニーズを収集するなどの連携を推進します。

行動目標2 安心して暮らせる生活支援

誰もが安全・安心に生活できる環境を整備します。

《成果指標》

指標	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
セーフティネット住宅の登録件数	200件 (R1年10月末)	857件
外国人患者受入拠点的医療機関数	0機関	14機関
災害時外国人サポート登録人数	111人	140人
外国人学校・警察ネットワーク会議開催数	11回	17回



(1) 安心して暮らせる居住支援

◆現状と課題◆

外国人県民等が民間賃貸住宅へ入居する際には、外国人であること等を理由に入居を拒否されたりする事例があります。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

◆施策・取組◆

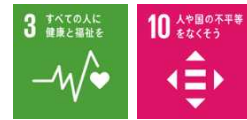
① 安心して暮らせる居住支援

○ 滋賀あんしん賃貸支援事業

賃貸住宅への入居の制限を受けやすい外国人県民等の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、市町や協力店(仲介事業者等)、支援団体と連携して、入居に関するサポートを行います。

○ 滋賀県営住宅指定管理者による多言語での窓口対応

県営住宅への外国人県民等の入居手続きや入居者からの相談に対応するため、多言語で対応ができる専用ダイヤルを設け、通訳員によるサポートを行います。



(2)安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

◆現状と課題◆

外国人県民等は、地域で受けることができる保健・福祉サービス、年金や健康保険などについて、日本語での理解力の不足や母国との制度の違いから、十分に理解しにくいという課題があります。その結果、保健・福祉サービスを受けていなかったり、年金や健康保険などの未加入等の問題もあります。

子育てについては、言葉や制度、子育て観の違いなど、母国と違う環境で様々な悩みやストレスを抱えています。家族や同国出身者、日本人の知人、行政などのサポートや情報提供はあるものの、母子保健サービスや子育て支援などの情報にアクセスできず、制度を利用できていない場合があります。また、必要とされる相談窓口の情報提供や、これらの相談窓口と外国人相談窓口との連携も必要とされています。

医療については、日本語の理解が十分でない外国人県民等が、外国語で診療を受けることができる医療機関に関する情報は、ホームページなどを通じて情報提供されていますが、そのような医療機関は限られているのが現状です。

また、外国人学校の児童生徒を対象とした健康診断が、地域の医療機関などの社会貢献活動として取り組まれているケースもあります。

今後、外国人県民等の滞在期間の長期化・定住化がさらに進むと予想され、病気にならないための生活習慣病予防や健康診断などの健康・保健の普及啓発、また、高齢者や障害者などに対する福祉に関する情報提供が必要になると考えられます。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する多言語での情報提供に努めます。
- 外国人県民等が地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。

◆施策・取組◆

① 多言語による社会保障等の情報提供

○ 多言語による社会保障等の情報提供

外国人相談窓口を通じ、社会保障等に関する情報提供や相談に応じます。また、国や市町、関係機関と連携し、社会保障等の情報提供に努めます。

② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携

○ 保健・医療・福祉関係の相談窓口との連携

外国人相談窓口と保健・医療・福祉関係の専門の相談窓口と連携を促進するとともに、感染症等の相談窓口やDV¹⁷・子ども相談窓口では、必要に応じ、通訳を雇用するなどし、外国人の相談に多言語で対応できるよう体制の整備に努めます。

○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくりの啓発

市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などに多文化共生の意識づくりの普及啓発に努めます。

③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

○ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

外国語で対応が可能な県内の病院・診療所・歯科診療所について、救急医療情報システム「医療ネット滋賀」や(公財)滋賀県国際協会のホームページを通じて情報提供します。

④ 外国人患者の受入体制の整備

○ 医療機関における多言語対応

外国人患者を受入れる拠点的な医療機関を全ての圏域から選出し、拠点的な医療機関に対し、情報提供等による支援を行います。

(3)災害時への対応



◆現状と課題◆

外国人県民等の中には、地震や台風などの自然災害の被災経験が少ないことから、防災に対する意識が低く、防災訓練への参加や緊急時への備えが十分ではない人が少なくありません。

また、災害時には、言語や文化、慣習等の違いから、必要な情報の入手や避難所生活などにおいて、様々な困難に直面することが予想されます。

外国からの観光客についても、同様の課題が生じることが予想されることから、関係機関との連携の下、被害の状況や避難所への誘導等、必要な情報を確実に伝達できる取組が必要です。

このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所生活での異文化対応や生活再建支援制度の周知など、外国人県民等を対象とした災害対策が求められます。

一方、これまで外国人県民等に対しては「自助」の視点での啓発が中心でしたが、今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担い手としての視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められています。

◆施策の方向◆

- 災害時など緊急時において外国人県民等や外国からの観光客へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画にこれらに係る対策について定めるとともに、計画に基づく支援対策を実施します。
- 平時から外国人県民等に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、市町や自治会などとも連携し、地域における防災訓練への外国人県民等の参加を促進します。
- 災害時には、県は、(公財)滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や電話での相談対応に努めます。また、ボランティアと協力しながら、被災地の外国人県民等の支援を行います。
- 平時から災害ボランティアセンターなどの関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人県民等への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

◆施策・取組◆

① 防災知識等の普及啓発

○ 外国人県民等への防災普及啓発の推進

外国人県民等に対して、市町など関係団体と連携し、多言語による防災情報を提供するなど、平時から防災に関する基本的な知識の普及・啓発を推進します。

○ 地域住民に対する災害時の外国人県民等の支援についての意識啓発

災害時に地域において、外国人県民等が孤立することなく、円滑に避難所生活が送れるよう、平時から地域における顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する啓発に努めます。

② 防災訓練などへの参加促進

○ 防災訓練などへの参加促進

外国人県民等の集住地域コミュニティや外国人労働者が多く就業する企業に対し、市町や自治会、防災関係機関などと連携して、防災訓練への参加を働きかけ、防災意識を高めたり、災害に対する不安を解消したりすることに努めます。

③ 災害時外国人支援のための人材養成

○ 災害時外国人サポーター（ボランティア）養成講座の開催

県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、災害発生時に外国人県民等を支援するボランティアの養成を行い、災害時支援体制の充実に努めます。

○ 「やさしい日本語」の普及

地震などの災害が起きた際に、外国人県民等に適切に情報が伝えられるよう、「やさしい日本語」の普及に努めます。

④ 災害多言語支援の中核的な支援拠点の設置

○ 災害多言語支援の中核的な支援拠点の設置

大規模地震などの災害発生時には、県は市町行政と連携して、外国人県民の被災状況の把握に努めます。また、（公財）滋賀県国際協会がボランティアなど関係者と連携し、災害多言語支援の中核的な支援拠点を設置し、市町、市町国際交流協会が、多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」を開設することなどを支援します。また、市町等からの要請に応じて、情報の多言語化等を支援し、外国人県民等の災害に対する不安を解消できるよう努めます。

⑤ 広域的な災害支援体制の構築

○ 県内外の災害支援体制の構築

大規模災害が発生すると、被災地以外の地域からの多数のボランティアが必要となることなどから、県内市町や（公財）滋賀県国際協会等と連携し、災害時外国人サポーター制度を充実させるとともに、近畿地域国際化協会等県外の関係機関等との災害時外国人支援に係る広域的なボランティア・ネットワークを構築します。

(4)生活安全における支援の充実



◆現状と課題◆

外国人県民等は、地域社会で生活している中で、事故や犯罪の当事者（「加害者および被害者」）となることもあります。

また、外国人県民等による交通事故については、その発生原因としては、交通関係法規の違いや、日本語の理解が不十分であることによる道路標識の理解不足などが考えられます。

言語や法律、習慣などの違いにより、外国人県民等が事故や犯罪の当事者となる事件をなくすため、警察による啓発活動や違法行為の取締りに加え、自治体、企業、地域社会が連携し、事故や犯罪の実態に応じた地域安全活動が求められています。

◆施策の方向◆

- 外国人県民等が文化や生活習慣などの違いを乗り越え、日本社会の中で共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、事故や犯罪の当事者にならないための啓発活動を、外国人が就業する企業や外国人県民等などと連携しながら推進します。
- 外国人県民等が交通事故の当事者にならないよう、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育の実施など、その取組を推進します。

◆施策・取組◆

① 地域安全対策の推進
○ 地域における防犯活動の推進 地域の安全安心のため、外国人県民等との協働による各種防犯活動を推進します。
○ 外国人少年の健全育成 外国人少年補導員を委嘱し、外国人県民等の少年の健全育成・非行防止活動を行うとともに、外国人学校や公立学校等を訪問し啓発活動を行います。
○ 外国人学校との連携による防犯・交通安全啓発の実施 日本の学校と同様に、外国人学校と連携し、防犯・交通安全教室などを開催し、外国人児童生徒等が安全に、そして犯罪に巻き込まれないよう指導を行います。
○ 防犯・交通安全啓発の実施 外国人労働者や留学生、技能実習生が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人労働者等が就業する企業や外国人技能実習制度における監理団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。
○ コミュニティ FM ¹⁸ 放送を活用した生活安全広報の実施 コミュニティ FM 放送と連携し、ポルトガル語による生活安全情報を提供します。

② 交通安全対策の推進

○ 交通安全啓発の実施 *再掲

外国人労働者や留学生、技能実習生が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人が就業する企業や外国人技能実習制度における監理団体、大学、国際交流協会等と連携して、交通安全啓発を実施します。

○ 多言語による運転免許学科試験等の実施

受験者数の多い英語、ポルトガル語、中国語による運転免許学科試験を実施するとともに、多言語による資料を活用し、交通安全教育についても実施します。

行動目標3 外国人材の活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な人材として、外国人材を円滑かつ適正に受入れるとともに、多様な外国人材の活躍を支援します。

《成果指標》

指標	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
外国人材受入サポート センター支援件数	—	500件
定住外国人向け職業 訓練コース修了者等の 就職率	81%	81%



(1)外国人材の受入れと活躍の支援

◆現状と課題◆

本県の生産年齢人口（15歳～64歳）が減少傾向に転じる一方で、県内の有効求人倍率は高水準で推移しており、県内企業・事業所の人材不足は深刻な状況です。

こうした中、外国人労働者数はこの5年間で約1.7倍に増加し、令和元年（2019年）10月末現在で2万人を超え、過去最高になっています。平成31年（2019年）4月からは新たな在留資格「特定技能」外国人の受入れも始まり、本県産業の担い手として外国人材の活躍に対する期待が高まっています。

これまで、職業能力や日本語能力が不足する外国人労働者は、なかなか職場に定着できず、転職を繰り返したり、失業が長期化したりするなどの傾向がありました。また、健康保険等の社会保険の未加入や、受入れ企業での不適切な賃金の支払いなど、関係法令が遵守されていない場合もあるなど、適正な受入れ環境の整備という観点では、多くの課題が指摘されています。

これからは、県内企業等において円滑かつ適正な受入れが行われることで、地域経済を支える貴重な人材として、外国人材が活躍できるように支援していく必要があります。

また、本県には多くの大学・短期大学、専門学校等が立地し、多数の外国人留学生が在籍しています。しかし、日本学生支援機構の「私費外国人留学生生活実態調査」によると、日本国内の留学生のうち、7割が日本での就職を希望しているものの、実際には3割しか就職していない状況です。このため、国では、外国人留学生の就職率を5割に引き上げる方針を示しており、本県でも、より多くの外国人留学生が県内企業等に就職し、本県で学び培った能力や技術を発揮して活躍できるようにしていく必要があります。

◆施策の方向◆

- 大阪出入国在留管理局や滋賀労働局、外国人技能実習機構、監理団体、登録支援機関、県内外の大学などの関係機関・団体等と連携し、新たな在留資格「特定技能」外国人をはじめ、技能実習生や外国人留学生、定住外国人など、外国人材の採用や定着に関する情報を収集し、企業等へ提供します。
- 外国人材の採用にあたっては、適正雇用はもとより、海外等での受入れ、受入れ後の地域生活、就労に必要な技術や日本語の習得の支援、受入れ環境の整備など、雇用主である企業等が主体的に行う必要があることについて、関係機関・団体等と連携しながら啓発や助言を行います。
- 海外の政府機関等と連携し、県内企業等が現地の人材を採用する機会の提供などに努めるとともに、大都市圏等に外国人材が流出しないよう、労働局やハローワーク等と連携し、外国人材に対する多言語での就労相談や職業紹介等を行います。
- 外国人県民等が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人県民等を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。
- 庁内の関係所属が連携し、介護や建設業、製造業、農業等、人材不足が深刻な業種・分野における外国人材のニーズや受入れの状況等の実態把握や関連施策の推進を図ります。

◆施策・取組◆

① 外国人材受入サポートセンターによる支援
○ 外国人材受入サポートセンターによる支援 県内企業等が外国人材を円滑かつ適正に受入れることができるよう、行政書士などの専門的なノウハウを有するアドバイザーによる訪問相談や出張相談会、セミナーの開催などを通じて、積極的に企業等の現場に出向き、実情に応じたきめ細かな支援を行います。
② 適正雇用等に向けた啓発や助言
○ 適正雇用等に向けた啓発や助言 県内企業や経済団体等に対し、滋賀労働局や労働基準監督署等の国機関や市町、関係団体などと連携し、さまざまな機会を活用し、外国人労働者の適正雇用に関する助言や啓発を行います。
③ 海外からの外国人材の受入れ支援
○ 海外からの外国人材の受入れ支援 海外の政府機関や大学、送り出し機関等と連携し、外国人材と県内企業等とのマッチングを支援します。

④ 外国人留学生の県内企業等への就職支援

○ 外国人留学生の県内企業等への就職支援

日本での就職を希望する留学生等と県内企業等とのマッチングを支援します。

⑤ 外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供

○ 外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供

社会状況やニーズを踏まえ、就労制限のない外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供を行います。

⑥ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応

○ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応

各ハローワークをはじめ、「しがヤングジョブパーク」「シニアジョブステーション滋賀」「滋賀マザーズジョブステーション」といった就労支援窓口において、外国人県民等の求職者に対する労働関係の情報提供に多言語で対応できるよう努めます。

⑦ 外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進等

○ 外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進等

滋賀県入管法改正に係る対応検討チーム人材確保部会を活用し、庁内の関係所属が連携しながら、県内企業等における外国人材のニーズや受入れ状況の実態把握に努めるとともに、関連施策を推進します。

行動目標4 次世代を担う人材の育成

子ども一人ひとりの個性を大切に、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。

《成果指標》

指標	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
国際理解出前講座 実施回数	年間 35 回	年間 50 回
不就学外国人児童生 徒数(人)	0 人	0 人
日本語指導等特別な 指導を受けている児童 生徒のうち、「特別の 教育課程」による指導 等を受けている児童生 徒の割合	67%	100%



(1)教育環境の整備

◆現状と課題◆

地域の国際化の進展により、県内の日本国籍を含む日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒等の人数は、平成30年(2018年)5月1日現在、1,365人と増加傾向にあります。

(「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(文部科学省)」)。これらを含め、県内の学校には、国籍、民族はもとより、母語や文化、宗教、生活習慣など、日本以外の背景をもつ児童生徒が在籍しています。

これら外国人児童生徒等は、日本語が十分理解できないため、学校になじめないことや学習意欲の低下等につながることがあります。また、日常会話ができて、学年相当の学習言語力(学習に必要な言語能力)が不足し、学習活動への参加に支障が生じていることもあります。このことは、高等学校等への進学などの将来の進路にも大きく影響していると考えられます。未来を担う外国人児童生徒等への将来を見据えた進路や日本の社会システム全般についての教育にも配慮が必要とされています。

学校生活においては、外国人児童生徒等は文化や生活習慣の違いなどから受けるカルチャーショックや日本語という不慣れな言葉などからも多くのストレスを感じていることもあり、孤立することなく、日本の学校に適応できるよう、きめ細かな受入れ体制が求めら

れています。

また、外国人児童生徒等は、自らの背景となる文化を継承する母語と日本語という二つの言語の維持・習得が必要です。母語が発達することにより、思考力が育まれ、第二言語（日本語）の学習の伸びも早く、学習言語の習得につながります。しかし、日本で育った外国人児童生徒等の中には、母語も日本語も十分に理解できないことがあり、自らのアイデンティティ¹⁹の確立や自尊感情の育成あるいは家族との意思疎通などに課題を抱えています。

一方で、すべての児童生徒は、国際社会に生きる人間として、多様な文化に対する理解を深め、異なる文化をもつ人々とともに協調して生きていくことができるよう多文化共生の理念を理解し、行動することが求められます。

国は、外国人住民が子どもを公立の義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合には、無償で受入れ、教科書の無償給付や就学援助を含め、日本人と同様に教育を受ける機会を保障することとしています。しかしながら、全国的には、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報不足など様々な理由で、学齢期にありながら就学していない子どももいます。

◆施策の方向◆

- 外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、母語による学習サポートなどを行います。
- 外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実や、国際的な視野を広げるための海外派遣制度の活用などにより外国人児童生徒等教育への指導力の向上を図り、すべての児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進する人材の育成に努めます。
- 高等学校における教育を受ける機会を促進するため、進路ガイダンスや高等学校進学のための多言語冊子を活用するなどし、外国人児童生徒等やその保護者に対し、進学のための情報提供を行います。
- 不就学を解消するため、学校での受入体制の整備や不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組を推進します。
- 外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します。
- 外国人児童生徒等は、学校のみでなく、家庭や地域の様々な場面で学び、育っています。学習をより充実させ、学校や家庭、地域社会で見守るため、外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育、居場所づくりなどに取り組む国際交流協会や市民活動団体などを支援し、学校教育との連携を推進します。

◆施策・取組◆

① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員²⁰の配置等

○ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置や非常勤講師の派遣

外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校および県立学校に対して加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行います。

○ 外国人児童生徒等支援員の派遣

外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な外国人児童生徒等支援員を必要に応じて派遣し、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。

② 外国人児童生徒等の受入体制の整備

○ 外国人児童生徒等の受入体制の整備

文部科学省の「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人県民等が集住する地域における外国人児童生徒等の小中学校への円滑な受入れを推進します。

○ 「特別の教育課程」による日本語指導

日本語指導が必要な児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ、個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法（DLA）を活用し、きめ細かな指導を進めます。

③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換

○ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換

外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方等についての情報交換を行います。

④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修

○ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修

小中学校管理者や帰国・外国人児童生徒教育担当者、市町教育委員会関係者などを対象に、外国人児童生徒等の教育や就学に係る連絡協議を行う「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」において、教育や就学に関する研修などを実施し、教員の資質向上に努めます。

○ 多文化共生社会に対応する国際理解教育の研修

県総合教育センターなどの各種教員研修において、(公財)滋賀県国際協会と連携し、多文化共生社会に対応する国際理解教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、(独)国際協力機構などが実施する海外派遣制度を活用するなどにより、国際的な視野を広げ、外国人児童生徒等の母国の言語や生活などの異文化理解の促進を図り、教員の資質向上に努めます。

⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進

○ 児童生徒への国際理解教育の推進

多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解力の向上に努めます。

○ 出前講座、講師の派遣

(公財)滋賀県国際協会などと連携し、学校での多文化共生や国際理解教育を支援するため、出前講座の実施や講師の派遣を行います。

⑥ 外国人児童生徒等の進路支援への取組み

○ 進路ガイダンスの開催支援

外国人児童生徒等やその保護者を対象に、日本の教育制度への理解を深めるため、高等学校進学のための進路ガイダンスの開催を支援するとともに、市町や関係団体などとの連携を促進します。

○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

⑦ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

○ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

地域で開催される外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育などの市民活動を推進するため、(公財)滋賀県国際協会などと連携し、助成制度等に関する情報提供や先進的な取組についての情報発信を行います。

また、支援に取り組む市民活動団体と情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。

⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進

○ 外国人学校の法的地位の明確化の推進

外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します。

⑨ 外国人学校への体験学習支援

○ 外国人学校への体験学習支援

外国人学校の子どもを対象に、琵琶湖を中心とした滋賀県の地理・歴史・自然等についての学習を深め、また、社会性を身に付ける機会の提供に努めます。

⑩ 夜間中学設置に関する検討

○ ニーズ調査の実施

県内の関係機関や個人を対象にアンケート調査をおこない、夜間中学のニーズについてより正確な状況を把握することで、外国人児童生徒等が等しく学べる環境を整備するよう努めます。

⑪ 外国につながりをもつ家庭・子どもの就学前の教育・保育の充実

○ 各家庭の状況に応じた個別の支援の充実

外国につながりをもつ子どもを多く受入れている保育所等において、保育士等の追加配置や通訳等を活用し外国につながりをもつ家庭とのコミュニケーションの円滑化を図るなど、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

○ 保育の充実や質の向上に向けた指導・助言

外国につながりをもつ子どもを多く受入れている認可外保育施設に対して、保育内容の充実や質の向上に向けた指導・助言を実施します。

○ 外国につながりをもつ子ども等の切れ目のない支援

認定こども園、保育所および幼稚園等において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針および幼稚園教育要領に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受入れや保護者への配慮、就学に際しての教育・保育から小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行います。

行動目標5 活力ある多文化共生の地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。

《成果指標》

指標	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
外国人県民等と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合	64%	80%
外国人県民等が地域社会に参画していると思う割合	—	50%



(1) 地域社会に対する意識啓発

◆現状と課題◆

外国人県民等の中には、在日韓国・朝鮮人などのオールドカマーと呼ばれる人々や平成元年（1989年）の入管法改正を機に大幅に増加した南米出身の日系人を中心としたニューカマーと呼ばれる人々などがいます。さまざまな母語、文化や宗教、民族、歴史的背景等をもつ県民が生活しており、お互いを理解し、尊重し合うことが求められています。

しかしながら、地域では、言語や文化、習慣等の違いやコミュニケーション不足などから、交流が十分進まず、誤解や意見の相違によるトラブルが生じる例もあります。

日本人県民は、地域や仕事場などで外国人県民等と接する機会が増えたものの、外国人県民等とのコミュニケーションに不慣れであることなどから、交流も十分進んでいないのが現状です。その一方で、外国人県民等も、日本語によるコミュニケーション能力が不足し、また、地域情報が十分に得られていないことなどから、地域住民との交流や地域社会への参加ができず、地域社会にとけ込めず孤立していることもあります。

同じ地域で暮らす県民として、お互いの顔が見える関係をつくれるような交流の場が求められています。

◆施策の方向◆

- 国籍などにかかわらず、多様な人々が共に多文化共生の社会づくりに向け取り組めるよう、平成28年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）も踏まえながら、さまざまな人

権啓発を推進します。

- 相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、さまざまな機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行います。
- 相互理解の促進には交流が必要であることから、その基礎となる交流の場づくりを推進します。
- 多文化共生社会を推進するには国際感覚を磨く必要があり、地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化の学習機会等を通じて、県民の国際感覚の育成を推進します。

◆施策・取組◆

① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発

○ 多文化共生の啓発

(公財) 滋賀県国際協会と連携し、セミナーや研修会、出前講座等を開催し、多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行うとともに、主体的に活動する人材を育成します。

○ 県民の異文化理解力や国際感覚の育成

(公財) 滋賀県国際協会と連携し、国際交流等を通じ、県民が日本文化について再認識する機会づくりを推進するとともに、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。

○ 人権意識の高揚

多文化共生を推進するため、「滋賀県人権施策推進計画」に基づき、人権教育・啓発の充実に努めます。

② 多文化共生意識をもった行政職員の育成

○ 多文化共生意識をもった行政職員の育成

市町との間で連絡会議などを開催し、多文化共生に関する意見交換や先進的な取組事例の紹介を行うなど、市町との情報の共有や連携の構築を図るとともに、行政職員の多文化共生意識の向上に努めます。

③ 交流の場づくり

○ 交流の場づくり

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、さまざまな主体が連携し、国籍などにかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、また、地域社会とつながる場づくりを推進します。



(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり

◆現状と課題◆

地域では、自治会、まちづくり協議会、PTA、ボランティア団体などによりさまざまな活動が行われています。しかし、これらの活動に参加する外国人県民等も増え始めてはいますが、多いとはいえません。外国には自治会などの地縁組織がない国もあるので、自治会などの役割について理解を得ることや参加促進も課題となっています。

日本人県民は、外国人県民等が同じ地域で暮らす仲間・パートナーであるという視点にたち、外国の文化や生活習慣などを理解する努力が必要です。

その一方で、外国人県民等は地域の構成員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域活動に積極的に参画し、交流を図るなど、地域社会を共に築く努力が必要です。

本県は、近畿地方と中部地方、北陸地方を結ぶ交通の要所に位置していること、また国内最大の湖・琵琶湖を中心として水資源が豊富であるなど地理的条件に恵まれたことから、全国有数の内陸工業県として発展してきました。また、近江商人をはじめとする先人の偉功や理念を受け継ぎ、海外に進出し、グローバルに活動する企業も多くあります。

さらに、本県には13の大学・短期大学が立地し、多くの留学生が在籍しています。

社会・経済のグローバル化により、海外での滞在経験がある県民や、県内で暮らし、働き、学ぶ外国人が増えており、世界の多様な文化に触れ、世界を身近に感じる機会も増えてきています。

また、琵琶湖の環境保全の知恵と経験を活かすとともに、湖沼をはじめとする世界の水問題に貢献するため、滋賀から誕生した世界湖沼会議が世界各地で開催されるなど、琵琶湖を通じた国際交流や国際協力の活動も盛んに行われています。アメリカや中国、ブラジルとの姉妹友好州省の国際交流も、湖が縁で始まり、国際交流に関わる県民も多くいます。

このような滋賀県の特徴を生かし、国籍などの違いにかかわらず、県民が共に、「誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある多文化共生社会」をめざす、全員参加型の社会づくりが求められています。

◆施策の方向◆

- 国籍などの違いにかかわらず、地域で暮らす県民が相互に理解を深め、多様性を尊重しながら共に築く地域づくりをめざします。
- 市町や自治会などと連携し、外国人県民等に対する自治会などの地域活動への理解や参加を推進します。
- 地域社会と孤立しがちな留学生や技能実習生、外国人の配偶者などが、地域で開催されるイベントや日本語教室などへの参加を通じ、地域社会との交流を図れるよう、交流の機会づくりを推進します。

- 日本語が十分理解できない外国人県民等にも、地域の活動やイベントへの参加を促すため、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなど、情報が伝わりやすい表現の活用を推進します。
- 外国人県民等と共に暮らす多文化共生社会においては、日本人県民は、「外国の言葉や文化を学ぶ機会が増える」と思っている人が多くいます。外国人県民等から言葉や文化を学べる機会を増やすなど、外国人県民等がもつ語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を生かした社会参画を促進し、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- 多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、いきいきと働くことができる、全員参加型の社会づくりを推進します。

◆施策・取組◆

<p>① 社会活動への参加促進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 社会活動への参加促進のための情報提供 社会活動への参加を促すため、さまざまな主体と連携して、多言語などの情報提供に努めます。</p> <p>○ 外国人県民等の文化や言語を生かした社会参画の推進 外国人県民等や市町、国際交流協会等と連携し、外国人県民等からその文化や習慣、言語を学んだり、体験したりする機会を増やすよう努め、県民の異文化理解力や国際感覚の育成を図るとともに、外国人県民等の社会参画を推進します。</p> <p>○ 交流の場づくり *再掲 市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、さまざまな主体が連携し、国籍にかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、地域社会とつながる場づくりを推進します。</p>
--

<p>② 地域で活躍する外国人県民等の情報発信</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 地域で活躍する外国人県民等の情報発信 積極的にボランティア活動に取り組んだり、地域で活躍する外国人芸術家や企業家やグループなどの情報発信を行います。</p>

③ 多様性を生かした地域づくり

○ 多様な人材の活用（ダイバーシティ²¹）の推進

外国人県民等の多様な人材が能力を発揮し、いきいきと働くことができる「全員参加型社会」の推進のため、先進的な企業の取組を紹介するなど、情報発信や普及・啓発に努めます。

○ 外国文化や言語などを学べる環境づくり

外国人県民等や市町、国際交流協会などと連携し、外国人県民等からその文化や習慣、言語を学んだり、体験したりする機会を増やすよう努め、県民の異文化理解力や国際感覚の向上を図ります。

○ 外国人県民等と協働した滋賀の魅力発信

外国人県民等と協働し、HP や SNS 等を活用して滋賀県の魅力を発信します。

<用語解説>

1 グローバル化（1頁）

資本や人などの国境を越えた移動が活発化し、社会的、文化的、経済的に世界と結びつきが深まること。

2 定住者（1頁）

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等。

3 外国人登録者数（1頁）

平成23年12月末まで、法務省保管の外国人登録記録に基づき集計された外国登録者数で、法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。

4 技能実習生（1頁）

技能実習制度に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する者。

5 特定技能（1頁）

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「特定技能」の在留資格をもって日本に在留し、就労する者。

6 外国人人口（3頁）

平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、平成24年12月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、平成23年以前のデータと単純に比較することはできません。

7 永住者（3頁）

法務大臣が永住を認める者。原則10年以上継続して日本に在留（うち5年は就労資格または居住資格で在留していること。）し、①素行が良好であること②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人。

8 日本人の配偶者等（3頁）

日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者。

9 永住者の配偶者等（3頁）

永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者。

10 特別永住者（3頁）

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫。

11 監理団体（9頁）

技能実習制度に基づき、監理事業を行う者。

12 登録支援団体（9頁）

出入国管理及び難民認定法第19条の23に基づき、契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として、出入国在留管理庁在留管理庁長官の登録を受けた機関。

13 日本語指導が必要な外国人児童生徒等（11頁）

「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（文部科学省）」における、「日本語指導が必要な児童生徒（外国人児童生徒を含む）」、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」のことです。

-
- 14 母語 (11 頁)
幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。
 - 15 ユニバーサルデザイン (15 頁)
年齢や性別、文化や言語、能力などの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービスなどをつくっていかうとする考え方のこと。
 - 16 やさしい日本語 (20 項)
普段使われている日本語よりも簡単で、外国人にもつたわりやすい日本語のこと。
 - 17 DV (ドメスティック・バイオレンス) (26 頁)
配偶者や恋人など親しい間柄にある (あった) パートナーからふるわれる暴力のこと。
 - 18 コミュニティFM (29 頁)
市区町村など一部の地域において、地域に密着した情報を提供するためのFM放送局。
 - 19 アイデンティティ (34 頁)
自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。
 - 20 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 (36 頁)
日本語教育が必要な外国人児童生徒等が多数在籍している学校に対し、日本語教育および適応指導を行う専任教員を県の教員定数に上乗せして配置される教員のこと。
 - 21 ダイバーシティ (43 頁)
性別、年齢、国籍、障がいの有無などの違いを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につなげること。